

1	令和8(2026)年度使用教科用図書採択の 基本方針等について(議事①) …	1
2	教科用図書調査研究について(議事②)	
	(1) 基本方針、調査研究の方法 …	5
	(2) 調査研究資料	
	1 特別支援学級(小学校)用 …	6
	2 特別支援学級(中学校)用 …	7
	3 特別支援学校用 …	8

令和 8 (2026) 年度使用教科用図書の採択の基本方針等について(案)

1 採択の基本方針

(1)採択の基本

教科用図書は、学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、学習指導要領に示された教育方針や各教科の目標及び内容を基本として、次の事項を観点に調査研究を行い、本県の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択する。

<調査研究の観点>

ア 内容について

教科用図書において取り扱う内容は、学習指導要領に示す目標・内容について配慮されているか。

イ 程度・選択・取扱いについて

程度は、その学年における児童生徒の心身の発達の段階に適応しているか。話題や題材の選択及び取扱いは、学習指導を進める上で適切であるか。

ウ 組織・配列等について

組織・配列等は、学習指導を有効に進める上で適切に配慮されているか。

エ 上記以外の特徴点について

内容、表記・表現、その他地域の実態に応じる配慮等、本書の特徴点は何か。

なお、令和 7 (2025) 年度は、令和 8 (2026) 年度に特別支援学校の小学部・中学部並びに小学校・中学校の特別支援学級で使用する学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書（以下「附則 9 条図書」という。）について調査研究を行う。

(2)採択の権限

市町立の義務教育諸学校については市町教育委員会が、県立の義務教育諸学校については県教育委員会が、公立を除く義務教育諸学校については校長が採択を行う。

各採択権者は、県の教科用図書選定審議会の答申に基づく県教育委員会の調査

研究資料及び教科書展示会等を参考に、全ての教科用図書について独自に調査研究を行うとともに、実際に使用する学校の教職員の意見や希望を参考として、公正適切な考察の下に関係学校の実情に即して採択に当たる。

(3)採択の公正確保

教科用図書採択の公正確保について十分配慮し、いやしくも疑念をもたれることのないよう厳正な採択に当たる。

また、教科用図書採択地区協議会（以下「採択地区協議会」という。）が設置されている場合又は1市のみで採択地区が設定されている場合で任意に諮問機関を設けるときは、その委員又は調査員等の選任に公正を期すこと。

2 採択の方法

(1)共通事項

ア 種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。）ごとに1種の教科用図書を採択する。ただし、附則9条図書については、この限りでない。

イ 文部科学大臣が作成、送付する「教科書目録」に登載された教科用図書のうちから採択すること。ただし、附則9条図書については、この限りでない。

ウ 附則9条図書を除き、4年間は、毎年度種目ごとに同一の教科用図書を採択する。ただし、教科用図書採択地区に変更があった地区については、この限りではない。

エ 採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の8月31日までに行うこと。

なお、採択期間内において採択した教科用図書が発行されなくなった場合等、新たに教科用図書を採択する必要が生じたときは、速やかに採択を行うこと。

(2)市町立の義務教育諸学校の教科用図書の採択

ア 市町教育委員会は、県教育委員会の指導、助言又は援助により、種目ごとに1種の教科用図書を採択する。

なお、教科用図書採択地区が2以上の市町の区域を併せた地域であるときは、当該採択地区内の市町の教育委員会は、採択地区協議会の協議結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。

イ 教育事務所は、採択の方法及び採択地区協議会等の運営の円滑化を図るため、管内市町の教育委員会及び採択地区協議会等に対して、実情に即した適切な指導、助言、援助及び連絡調整を行うこと。

(3) 県立中学校の教科用図書の採択

ア 県教育委員会は、あらかじめ教科用図書選定審議会の意見をきいて、学校ごと
種目ごとに1種の教科用図書を採択する。

イ 採択に当たっては、県立中学校ごとに教科用図書選定組織を設置し、当該校の
特色や教育方針等に照らし、適切な内容構成となっているか等の観点から十分な
調査研究を行う。

(4) 県立特別支援学校の教科用図書の採択

ア 県教育委員会は、あらかじめ教科用図書選定審議会の意見をきいて、種目ごと
に1種の教科用図書を採択する。

イ 採択に当たっては、県立特別支援学校ごとに教科用図書選定組織を設置し、児
童生徒の障害の状態等を踏まえ、適切な内容構成となっているか等の観点から十
分な調査研究を行い、採択の候補となる教科用図書を選定する。

(5) 公立を除く義務教育諸学校の教科用図書の採択

校長は、県教育委員会の指導、助言又は援助により、種目ごとに1種の教科用
図書を採択する。

3 その他

各採択権者は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法第15条及び同
施行規則第7条に基づき、採用した教科用図書の種類・理由等について公表に努める
ものとする。

教科用図書調査研究について(案)

1 基本方針

- (1) 県教育委員会は、令和8(2026)年度に特別支援学校の小学部・中学部並びに小学校・中学校の特別支援学級で使用される附則9条図書について、公正綿密に調査研究を行い、市町教育委員会、県教育委員会及び公立を除く義務教育諸学校の校長の行う教科用図書採択のための参考資料を作成する。

特別支援学校において附則9条図書として使用される小学校及び中学校用文部科学省検定済教科用図書については、採択替えの際に作成された資料があることから、調査研究の対象とはしない。

- (2) 教科用図書選定審議会調査員は、各種目、発行者ごとに公正に調査研究を行う。また、調査員の代表は第2回審議会において、調査研究結果を報告する。
- (3) 県教育委員会は、作成した参考資料を、市町教育委員会、各地区採択協議会、県立特別支援学校、公立を除く義務教育諸学校及び教育事務所に送付する。

2 調査研究の方法

各観点に沿って絶対評価の立場で調査研究し、文章をもってその特徴を具体的に簡明、的確に表現し、選定に際して資料として十分活用できるよう作成する。

(1) 附則9条図書

- ① 児童又は生徒のその障害の状態及び発達段階や特性に応じることのできるよう、県教育委員会蔵書の他、書店等において広く見本本の調査を行う。
- ② 調査研究対象図書は、可能な限り系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容をもつ図書が適切であり、特定の題材若しくは一部の分野しか取り扱っていない図書、参考書的図鑑類等は原則として調査研究の対象としない。
- ③ 各観点に沿って、障害の種類・程度あるいは能力・特性に応じた配慮・工夫(文字、表現、挿絵、取り扱う題材等)があるかどうか、図書の特徴点、優れているところなどを調査し記録する。
- ④ 各調査員の案を出し合って全体審議し、全員で確認する。
- ⑤ 調査研究資料に記載する図書については、翌年度の供給の可否について、各発行者に確認する。
- ⑥ 文章は、簡潔、明瞭な表現とする。
- ⑦ 各調査研究対象図書の特徴が明確にわかるような資料の作成に努める。

令和8(2026)年度使用特別支援学級（小学校）用学校教育法附則第9条教科用図書調査研究資料

		種目	
図書の名称		発行者名	対象学年
大観点	小観点	調査の結果	
1 内容について	(1) 学習指導要領に示す目標内容に適合しているか。 (2) 児童の生活に役立つか。 (3) 地域の実態や学校の実情に応じる幅があるか。	(1) (2) (3)	
2 程度・選択・取扱について	(1) 発達の段階等に適応しているか。 (2) 児童の個人差や能力差、興味・関心に応じた指導への配慮があるか。	(1) (2)	
3 組織・配列等について	(1) 全体としての構成、配列は、適切か。 (2) 内容の分量、区分は適切か。 (3) 系統性、発展性が考慮されているか。 (4) 他教科、他領域との関連が、配慮されているか。	(1) (2) (3) (4)	
4 特徴点について	(1) 文章表現は平易で明瞭であるか。 (2) 文字の大きさや色彩、挿し絵や写真等は適切か。 (3) 装丁や製本、紙質は適切か。 (4) その他	(1) (2) (3) (4)	

令和8(2026)年度使用特別支援学級（中学校）用学校教育法附則第9条教科用図書調査研究資料

		種目		
図書の名称		発行者名	対象学年	
大観点	小観点	調査の結果		
1 内容について	(1) 学習指導要領に示す目標内容に適合しているか。 (2) 生徒の生活に役立つか。 (3) 地域の実態や学校の実情に応じる幅があるか。	(1)		
2 程度・選択・取扱について	(1) 発達の段階等に適応しているか。 (2) 生徒の個人差や能力差、興味・関心に応じた指導への配慮があるか。	(1)		
3 組織・配列等について	(1) 全体としての構成、配列は、適切か。 (2) 内容の分量、区分は適切か。 (3) 系統性、発展性が考慮されているか。 (4) 他教科、他領域との関連が、配慮されているか。	(1)		
4 特徴点について	(1) 文章表現は平易で明瞭であるか。 (2) 文字の大きさや色彩、挿し絵や写真等は適切か。 (3) 装丁や製本、紙質は適切か。 (4) その他	(1)		

